

三春町公式チャンネル（YouTube）運用要領

（目的）

第1条 この要領は、町が動画共有サービス YouTube を利用した三春町公式チャンネル（以下「町公式チャンネル」という。）を運用するにあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

（運用主体及び管理者）

第2条 町公式チャンネルのアカウントの管理及び動画投稿等の適切かつ円滑な運用を図るため、町公式チャンネルの運用管理は総務課とし、管理者は総務課長の職をもって充てる。

（発信内容）

第3条 町の魅力や事業等を広く知ってもらうため、情報発信の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）町政情報や行事、イベントなどの告知に関する動画
- （2）町内の地域の魅力、話題などに関する動画
- （3）その他、管理者が適当と認めるもの

（運用時間）

第4条 町公式チャンネルの発信時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りではない。

（町公式チャンネルへのコメント等）

第5条 町公式チャンネルは、情報提供の手段として運用するため、原則として動画の配信のみを行うこととし、動画に対するコメント等の投稿を停止して運用する。

（著作権）

第6条 原則として、町公式チャンネルに掲載及び投稿している内容は、著作権の対象となり、本町及び正当な権利を有する者に帰属するものとし、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合や管理者が認めた場合を除き、町公式チャンネル上の内容の無断使用・転載、二次利用を禁止する。

（個人情報に関する取扱い）

第7条 町公式チャンネルの運用を通じて、町が提供を受けた個人情報については、三春町個人情報保護条例に基づき、取り扱うものとする。

(免責事項)

第8条 町公式チャンネルの運用に際しての免責事項は次のとおりとし、提示することとする。

- (1) 掲載情報の正確性等に万全を期すこととするが、そのすべてを保証するものではないこと。
- (2) ユーザーが町公式チャンネルを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切の責任を負わないこと。
- (3) 町公式チャンネルに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負わないこと。
- (4) YouTube の利用方法、システム状況、技術的な質問などに関しては、一切回答できないこと。
- (5) 予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断又は中止することがあること。

(その他の事項)

第9条 その他、この運用要領の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年12月9日から施行する。